

岩手県告示第460号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年7月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1） 処分をした年月日 平成23年7月4日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社古川鉄工所

イ 主たる営業所の所在地 東磐井郡藤沢町藤沢字早道76番の1

ウ 代表者の氏名 古川秀樹

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第3814号

（3） 処分の内容 大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 平成23年6月29日付けで大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

2（1） 処分をした年月日 平成23年7月11日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社菊池建設工業

イ 主たる営業所の所在地 北上市藤沢2地割88番

ウ 代表者の氏名 菊池徹

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第7155号

（3） 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 平成23年7月6日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。